



## 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

～現時点で新型コロナワクチン接種事業は5年3月31日までです。冬の流行を迎える前に接種をおすすめします。

10月24日時点の情報で作成しています。この記事の内容について、詳しくは区のホームページまたはワクチンコールでご確認ください。

### 12歳以上【オミクロン株対応ワクチン接種】接種間隔が5か月から3か月へ短縮されました

#### ●オミクロン株対応ワクチンの接種時期(3～5回目接種)

変更後(現在)	変更前
前回(2～4回目)接種から <b>3か月以上経過後</b>	前回(2～4回目)接種から <b>5か月以上経過後</b> ※

- 区の集団接種会場では、オミクロン株対応ワクチンのファイザー社BA.4-5対応型及びモデルナ社BA.1対応型を、区内の医療機関での個別接種ではファイザー社BA.4-5対応型を使用しています。
- BA.1対応型またはBA.4-5対応型のいずれかで、1人1回接種を受けられます。

※接種券に同封しているチラシ等には接種間隔が5か月以上と書かれていますが、3か月以上経過後から接種を受けることができます。

【例】前回の2～4回目接種が8月1日の方は、11月1日以降にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けられます。

前回の接種日から3か月以上経過後に接種できます。

前回の接種		接種可能時期
4年7月以前	➔	10月
8月	➔	11月
9月	➔	12月

### 1・2回目の接種を受けていない12歳以上の方は、年内の1・2回目接種をご検討ください

- 1・2回目接種(12歳以上)に使用している従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。
- オミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンを2回受けていないと接種できません。新型コロナワクチン接種事業終了(5年3月31日)までにオミクロン株対応ワクチンの接種を希望する方は、年内に1・2回目接種を受けてください。
- 都の大規模接種会場では、1・2回目接種を毎日実施しています。区では、月1回接種の機会を設けています。

在宅療養中で、1・2回目の接種がお済みでない方へ

かかりつけの訪問医による接種が受けられない方は、ワクチンコール(下記参照)へお問い合わせください。

### 乳幼児(生後6か月～4歳)へのワクチン接種が始まります

#### ●実施概要

使用ワクチン	乳幼児用ファイザー社ワクチン(生後6か月～4歳用) ※従来株に対応したワクチンです。
接種方法	<b>3回の接種が必要です。</b> ※1回目と2回目の間は3週間、2回目と3回目の間は8週間の間隔を空けてください。
接種場所	<b>区内医療機関のみ</b> (集団接種会場では実施していません)。実施する医療機関は、区のホームページまたはワクチンコールでご確認ください。
接種券	11月下旬にお届けします。 ●11月下旬より前に接種券を受け取りたい方は、区のホームページから接種券の発行申請ができます。

### 障害児(5～11歳)の3回目接種専用会場を開設します

使用ワクチン	ファイザー社ワクチン(5～11歳用) ※従来株に対応したワクチンです。
日時	11月13日(日)午後2時～5時
接種場所	保健医療福祉総合プラザ(うめとびあ内)

### 今後の接種券送付スケジュール

- 3～5回目用接種券(5歳以上)すでに、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けた方へは、次回の接種券は送付しません。

接種券の種類	対象者	前回の接種を受けた日	到着開始日
5回目用接種券	12歳以上	9月1～30日	11月14日(月)
4回目用接種券	12歳以上	9月1～30日	11月2日(水)
3回目用接種券	5歳以上※	9月1～30日	11月7日(月)

※5歳から11歳の方の3回目接種時期は、2回目接種を受けた日から5か月以上経過後となりますので、届いた接種券は接種を受けるまで大切に保管してください。

#### 予約・問合せ先

電話 世田谷区新型コロナワクチンコール(ワクチンコール)

☎0120-136-652 月～金曜午前8時30分～午後8時、土・日曜、祝日午前8時30分～午後5時30分

※聴覚に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。

※接種券の発送直後は、電話がつながりにくい場合があります。

インターネット

最新の情報は、区のホームページをご覧ください。

インターネットでの予約もこちらから▶



## 自転車は車両です～歩道を通行する際はルールを守りましょう

自転車は道路交通法上、車両に位置づけられます。歩道を通行する際のルールをご存じですか。

#### 自転車が歩道を通行できる場合

- ① 歩道に「自転車の歩道通行可」の道路標識がある場合
- ② 運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体が不自由な方の場合(①③④にかかわらず通行可)
- ③ 連続した路上駐車や道路工事により車道の通行が困難な場合
- ④ 車道の交通量が多く、車と接触事故を起こす危険がある場合

#### 自転車で歩道を通行する際のルール

- ① 徐行しなければならない 11月21日訂正。
- ② 歩道の車道側を通行しなければならない
- ③ 歩行者の通行を妨げず、必要に応じ一時停止をしなければならない
  - 歩道は歩行者優先です。自転車は歩行者に配慮し、「危ない」と感じさせないように、徐行運転をお願いします。
  - 歩道で歩行者に対してベルを鳴らしてはいけません。
  - 親子で歩道を通行する際は、1列になって徐行をお願いします。
  - 車道では左側通行を守りましょう。歩道では右側通行もできますが、十分注意して通行してください。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

